

「いわき市魚食の推進に関する条例」制定1周年記念事業 いわき市「魚食の日」愛称・キャッチフレーズ募集要項

1 目的

(魚食の日)

第10条 市は、魚食についての関心と理解を深めるとともに、水産物等の消費の拡大に資するため、魚食の日を設ける。

2 魚食の日は、毎月7日とする。

3 市は、3月7日は、事業者等及び市民との協力の下に、魚食の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

令和2年2月20日に「いわき市魚食の推進に関する条例」が制定され、『毎月7日は「魚食の日』』と規定されました。市では、令和3年3月7日で条例制定(魚食の日)1周年を迎えることから、魚食についての関心と理解を深めるため、市民に分かりやすく親しみのある愛称やキャッチフレーズを募集します。最優秀作品1点は愛称・キャッチフレーズとして採用します。

2 テーマ

毎月7日は【○○○○○○○○○○の日】

・○の中に入る「魚」や「魚食」「いわきのイメージ」等にちなんだ言葉や表現を募集します。

・文字数については指定しません。

・他の作品等から引用したものについては不可とします。

・採用作品については、条例の通称や、HP・LINE等のSNS、ポスターやチラシ等に広く使用します。

例) ○○○○○○○○○条例、○○○○○○○○キャンペーン など

3 応募資格

どなたでも応募できます。(1人1作品)

4 応募期間

令和3年1月26日(火)から令和3年2月22日(月)までとなります。

5 応募方法

(1) FAX、電子メールまたは応募用紙で下記の応募先へお送りいただくか、下記の窓口まで持参ください。

(2) 応募にあたっては、「愛称・キャッチフレーズ(ふりがな)」、「愛称の説明(理由、意味、想いなど)」、「氏名(ふりがな)」、「郵便番号及び住所」、「年齢」、「性別」、「連絡先(電話番号)」を明記してください。

※ なお、ご提出いただいた個人情報は採用時の発表、賞状及び記念品の送付などの目的のみに使用します。

<応募先> いわき市農林水産部水産課

【住所】 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

【FAX】 0246-35-0777 【メールアドレス】 suisan@city.iwaki.lg.jp

6 審査基準

審査にあたっては、概ね次の基準によるものとします。

- ・テーマに沿った内容であるもの
- ・新鮮で印象に残るもの
- ・親しみを感じさせるもの

7 愛称・キャッチフレーズの決定

(1) 愛称・キャッチフレーズの決定

愛称・キャッチフレーズは、いわき市水産関係者等で構成する審査会を開催のうえ、決定します。なお、採用作品については、以下のとおり賞状及び記念品を贈呈します。

- ・採用作品 1作品 (賞状 記念品:3万円相当の水産加工品等詰め合わせ)

(2) 愛称・キャッチフレーズとして採用された方へは、応募用紙に記載された連絡先へご連絡します。また、採用となった作品については、「常磐もの」HP等のSNSにおいても公表します。

8 留意点

(1) 次の場合は、いずれの応募も無効となります。

- ① 公序良俗、法令の定め反するもの及び著作権その他第三者の権利を侵害するもの。
- ② 応募の記入欄に不備がある場合や、住所・連絡先等が不明などの理由によりご連絡ができない場合。

(2) 同じ読み方の愛称・キャッチフレーズであっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等で標記が異なる場合には別作品とみなします。

(3) 採用作品の著作権及び使用権をはじめ一切の権限はいわき市に帰属します。

ご不明な点は事務局へご連絡ください。

<事務局・応募先>

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

農林水産部水産課

電話:0246-22-7487 FAX:0246-35-0777

メール:suisan@city.iwaki.lg.jp

切り取らずこの用紙のまま応募してください

「魚食の日」愛称・キャッチフレーズ応募用紙

ふりがな 愛 称 キャッチフレーズ	の 日
愛称・キャッチフレーズの説明(理由・意味・想いなど)	

ふりがな 氏名	住所 〒	
年齢 歳	性別 男 ・ 女	連絡先(電話番号)